

報告第1号

市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年4月16日提出

久慈市長 遠藤 譲 一





専 決 処 分 書

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

久慈市長 遠藤 譲 一



写

市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

久慈市長

遠藤讓一

久慈市



## 久慈市条例第10号

### 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第52条第1項第5号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、同項第6号中「特定非営利活動促進法」の次に「（平成10年法律第7号）」を加える。

第69条第2項第5号中「第1項第4号」を「前項第4号」に改める。

第79条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第85条の2第2項第5号中「定格出力」の次に「（第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第86条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第91条第2項中「第98条第1項」を「第93条第1項」に改める。

第122条中「第586条第1項」を「法第586条第1項」に改める。

第138条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第156条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項」を「同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に改める。

附則第14条中「又は第13条の2」を「又は前条」に、「附則第13条の2」を「前条」に改める。

附則第25条中「附則第35条の4第4項」を「法附則第35条の4第4項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の市税条例第79条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の市税条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 報告第1号参考資料

市税条例の一部を改正する条例に係る改正要旨

### 第1 軽自動車税（令和7年4月1日施行）

- 1 軽自動車税種別割について、原動機付自転車の税率区分に「総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下」の車両を追加する。（第79条関係）
- 2 個人番号カードと運転免許証の一体化に伴い、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免申請手続きについて、提示を求める書類に免許情報記録個人番号カードを追加する。（第86条関係）

### 第2 国民健康保険税（令和7年4月1日施行）

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額分を24万円から26万円に、それぞれ引き上げる。（第138条関係）
- 2 国民健康保険税の減額基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げる。（第156条関係）

### 第3 その他

その他所要の規定の整備を行う。